

令和 6 年 10 月 8 日

令和 6 年登米市議会定例会

9 月定期議会 提案理由説明書

(その 2)

登米市議会

議員 番

報 告 第 26 号	登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
------------	---

本件は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の一部改正に伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。
（新旧対照表 4 ページ）

議 案 第 69 号	令和 6 年度登米市一般会計補正予算（第 4 号）
------------	---------------------------

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ31万7千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ466億5,001万6千円とするものであります。

その内容として、歳出では農林業災害対策資金利子補給事業31万7千円を増額し、歳入では、この財源として県支出金25万3千円、財政調整基金繰入金6万4千円を増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加1件を計上しております。

登米市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条・第2条 （略） （回収納付金を受け取る権利の放棄） 第3条 市長は、協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。 （1）～（5） （略） （6） 産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 （7）～（9） （略） 第4条・第5条 （略）	第1条・第2条 （略） （回収納付金を受け取る権利の放棄） 第3条 市長は、協会から損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出があった場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の全部又は一部を放棄することができる。 （1）～（5） （略） （6） 産業競争力強化法第2条第20項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画 （7）～（9） （略） 第4条・第5条 （略）

